

# 警視庁警備艇管理規程

昭和 51 年 3 月 16 日

訓令甲第 2 号

存続期間

(沿革) 昭和 52 年 3 月 訓甲第 7 号(い)  
55 年 2 月 同第 2 号(ろ)  
平成 20 年 3 月 訓令甲第 3 号(は)改正

## 目次

- 第 1 章 [総則\(第 1 条 第 4 条\)](#)
- 第 2 章 [管理\(第 5 条 第 8 条\)](#)
- 第 3 章 [運用\(第 9 条 第 12 条\)](#)
- 第 4 章 [乗組員\(第 13 条 第 18 条\)](#)
- 第 5 章 [点検、整備\(第 19 条 第 25 条\)](#)
- 第 6 章 [簿冊\(第 26 条・第 27 条\)](#)
- 第 7 章 [報告\(第 28 条 第 31 条\)](#)
- 第 8 章 [補則\(第 32 条 第 36 条\)](#)

[付則](#)

[別表](#)

[様式](#)

## 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、警視庁の保有する警備艇の保守管理の適正及び安全性の確保を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

### **(準拠)**

**第2条** 警備艇の保守管理及び安全性の確保については、国有財産法(昭和23年法律第73号)、船舶安全法(昭和8年法律第11号)等別に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

### **(定義)**

**第3条** この規程において、「警備艇」とは海上警らその他水上警察活動に使用する船舶をいい、「乗組員」とは船舶職員法(昭和26年法律第149号)に定める資格を有する船長、機関長及び通信士並びに船員並びに水上警察活動のために乗船した者(以下「乗船者」という。)をいう。

### **(配置)**

**第4条** 警備艇は、東京湾岸警察署(以下「湾岸署」という。)に配置するものとする。  
(は)

## **第2章 管理**

### **(総括管理者)**

**第5条** 総務部長は、警備艇を総括管理するものとする。

### **(管理責任者)**

**第6条** 東京湾岸警察署長(以下「湾岸署長」という。)は、警備艇管理責任者(以下「管理責任者」という。)として、警備艇について管理の責めを負うものとする。(は)

### **(管理主任者等の指定)**

**第7条** 湾岸署長は、同署の課長以上の職にある者の中から警備艇管理主任者(以下「管理主任者」という。)1名を、同署水上安全課幹部の中から警備艇管理副主任者(以下「管理副主任者」という。)を指定しておかなければならない。(は)

### **(管理主任者等の任務)**

**第8条** 管理主任者は、管理責任者の命を受け、警備艇の直接管理の責めに任ずるものとする。

- 2 前項の管理責任を果たすため、管理主任者は、管理副主任者等を指揮して、次の任務に当たるものとする。
  - (1) 警備艇及び装備品の保守管理
  - (2) 整備の計画及び実施
  - (3) 安全な運航に関する指導教養
  - (4) エンジンキーの保管
  - (5) その他警備艇の保守管理に関すること。
- 3 管理副主任者は、管理主任者を補佐し、管理主任者が不在又は事故あるときは、これに代わつてその任務を行うものとする。

### 第3章 運用

#### (運用の基本方針)

**第9条** 湾岸署長は、海上警らその他水上警察活動を行うに当たつては、警備艇の効率的な運用に努めなければならない。(は)

#### (運用の統制)

**第10条** 総務部長は、必要があると認めるときは、警備艇の運用について統制することができる。

#### (要請及び派遣)

**第11条** 所属長が警備艇の派遣を要請する場合は、電話等により湾岸署長に対して行うものとする。(ろ、は)

- 2 前項の要請に基づき警備艇を派遣した湾岸署長は、[別記様式第1](#)の警備艇派遣簿により、その状況を明らかにしておかなければならない。

#### (けい船)

**第12条** 警備艇をけい船するときは、最も安全で、他の船舶の航行の妨げとならず、かつ、いつでも出航できるようにしておかなければならない。

### 第4章 乗組員

### **(乗組員の指定)**

**第 13 条** 湾岸署長は、警備艇ごとに、法令の定める必要な乗組員を指定しておかなければならない。(は)

### **(船長の任務)**

**第 14 条** 船長は、当該警備艇の運航に際し、他の乗組員を指揮して、次の任務に当たるものとする。

- (1) 安全に運航すること。
- (2) 船体各部及び装備品の整備保全
- (3) 運航に関する書類の作成整理

### **(機関長の任務)**

**第 15 条** 機関長は、当該警備艇の機関に関し、次の任務に当たるものとする。

- (1) 機関各部の操作及び整備保全
- (2) 補修部品及び整備工具の保管

### **(通信士の任務)**

**第 16 条** 通信士は、当該警備艇の通信機器に関し、次の任務に当たるものとする。

- (1) 通信機器の保守管理
- (2) 通信機器及びレーダーの操作

### **(船員の任務)**

**第 17 条** 船員は、船長、機関長及び通信士の指揮を受け、それぞれ担当任務を遂行するとともに、相互に協力して警備艇の安全な航行と機能の発揮に努めなければならない。

### **(乗船者の心構え)**

**第 18 条** 乗船者は、船長の指示に従うとともに、警備艇の安全な運航と機能の発揮に協力しなければならない。

## 第5章 点検、整備

### (視察点検等)

**第19条** 総務部長は、必要があると認めるときは、警備艇の管理状況について視察点検し、又は報告を求めることができる。

2 前項の視察点検について、総務部長は、これを装備課長をして行わせることができる。

### (署長点検)

**第20条** 湾岸署長は、毎月1回以上警備艇の整備状況の点検を行い、その結果を[別記様式第2](#)の警備艇署長点検結果表により明らかにしておかなければならない。(は)

### (始業及び終業点検)

**第21条** 船長は、警備艇の運航にあつては、始業点検及び終業点検を、[別表](#)の点検整備基準表に基づき確実に行わなければならない。

2 前項の点検に際しては、管理主任者又は管理副主任者が立ち会うものとする。

### (精密点検)

**第22条** 管理主任者は、警備艇が一定の駆動時間を経過するごとに、[別表](#)に基づき精密点検を行わなければならない。

### (自署整備)

**第23条** 湾岸署長は、常に警備艇の機能が十分に発揮できるよう、自署において実施できる整備(以下「自署整備」という。)の徹底を期さなければならない。(は)

### (工場整備)

**第24条** 湾岸署長は、自署整備できないものについては、[別記様式第3](#)の警備艇整備上申書により総務部長に上申して、工場整備を行うものとする。(は)

### (整備計画の作成)

**第 25 条** 湾岸署長は、[別記様式第 4](#) の警備艇整備年度計画を作成し、これに基づき計画的な整備を推進しなければならない。(は)

## 第 6 章 簿冊

### (国有財産台帳等)

**第 26 条** 総務部長は、国有財産法に基づく警備艇の国有財産台帳及び警備艇履歴カード(舟艇の使用実績等の報告について(昭和 40 年警察庁丙装発第 1 号))を作成し、整理保存しておくものとする。

### (警備付簿冊)

**第 27 条** 湾岸署長は、次の簿冊を備え付け、警備艇の運用、警備等の状況を明らかにしておかなければならない。(は)

- (1) 警備艇運用日誌 [別記様式第 5](#)
- (2) 警備艇精密点検実施簿 [別記様式第 6](#)
- (3) 警備艇整備記録簿 [別記様式第 7](#)
- (4) 警備艇整備連絡票(つづり) [別記様式第 8](#)
- (5) 警備艇履歴カード(写し)

## 第 7 章 報告

### (年報)

**第 28 条** 湾岸署長は、第 25 条に定める警備艇整備年度計画を毎年 2 月 5 日までに総務部長(装備課車両係経由。以下同じ。)に報告しなければならない。(は)

2 湾岸署長は、年間における警備艇の管理運用結果を、[別記様式第 9](#) の警備艇管理運用報告書により、翌年 1 月 20 日までに総務部長に報告しなければならない。

### (月報)

**第 29 条** 湾岸署長は、第 11 条に定める派遣要請に基づき警備艇を派遣した場合は、1 か月ごとに総務部長に報告しなければならない。(は)

2 湾岸署長は、第 20 条に定める署長点検を実施した場合は、その結果を総務部長に報告しなければならない。

#### (亡失、損傷報告)

**第 30 条** 湾岸署長は、警備艇を亡失又は損傷したときは、[別記様式第 10](#) の警備艇亡失(損傷)報告書に必要書類を添付して、速やかに総務部長に報告しなければならない。ただし、沈没、衝突、火災その他特異な事案による亡失又は損傷については、電話等により直ちに報告した後、書面報告するものとする。(は)

#### (内規等の報告)

**第 31 条** 湾岸署長は、この規程に基づき内規を定め、総務部長に報告しなければならない。これを変更した場合も同様とする。(は)

### 第 8 章 補則

#### (教養訓練)

**第 32 条** 湾岸署長は、乗組員に対し、警備艇に関する知識、点検及び整備要領、操船技術等について、随時必要な教養訓練を行わなければならない。(は)

#### (火災、盗難等の防止)

**第 33 条** 湾岸署長は、警備艇の火災、盗難又は暴風雨による流失、損傷等を防止するため、あらかじめ避難場所、けい船方法その他必要な措置について定め、訓練しておかななければならない。(は)

#### (改造承認)

**第 34 条** 湾岸署長は、水上警察活動上、警備艇を改造する必要があると認めるときは、総務部長の承認を得て行わなければならない。(は)

#### (台船等の管理)

**第 35 条** 湾岸署長は、台船、ボート及び借上船についても、警備艇に準じて管理の適正を期さなければならない。(は)















ユニット		ブーツ及びホース点検	上架時確認										
		トリムシリンダー、フック、トリムロット点検手入れ											
		オーバーホール											
		防しよく亜鉛清掃又は交換											
	プロペラ	点検											
		修正又は交換											
	トリムモーター、リレースイッチ、ワイヤーリング	作用点検											
		点検調整											
		オーバーホール											
	ドライブオイル	点検補給又は交換											

注 30 時間点検整備は、新艇及びエンジンオーバーホールの実施艇について行うこと。

別記様式第1 (第11条関係)

警 備 艇 派 遣 簿

署 長	副署長	課 長	課長代理	保 長	受理日時・受理者
					年 月 日 時 分 ⑤
要請者の所属、係、階級、氏名		署 係			
派 遣 日 時		年 月 日 時 分			
派 遣 場 所 (事案発生場所)					
要 請 理 由 (事案の概要等)					
所要時間	出 向	時 分	現場指揮者の所属、階級、氏名	署 係	
	現 場	時 分			
	帰 署	時 分			
派遣人員等	警 察 官		名		
	一 般 職 員		名		
	警 備 艇		隻		
結 果 (水死体の身元、引継関係等)					
備 考					

別記様式第2 (第20条関係)

警備艇署長点検結果表( 年 月)

月 日実施

船名	トン数	船齡	船体部	機関部	装備品	事後措置の状況
備考						

別記様式第3 (第24条関係)

上申( )第 号 年 月 日			
総務部長殿(総.装.車)			
東京湾岸警察署長			
警備艇整備上申書			
船種	船名	船体	機 関
		鋼 船      F R P 建造年月    年 月 総トン数      トン	種別 型式 出力
整備を要する箇所及び支給を要する品名			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。



別記様式第5 (第27条関係)

年 月 日 曜日 天候										
警備艇運用日誌										
署長		副署長		管理主任者		管理副主任者		係長		船名
担当		勤務員		日勤 (係)		第一当番 (係)		第二当番 (係)		
区分		船長		機関長						
始業点検		終業点検		整備記事						
日勤 1当		2当		日勤 1当		2当		回転数		油圧
								温度		充電
運航内容										
運用係		目的		行先		出航		帰航		使用時間
駆動時間		航海海里数								
検査取級記事										
項目										
種別	当日計	累計	燃料	区分	軽油	ガソリン	潤滑油			
使用時間	:	:	引受				CD	SG	ミッション	
駆動時間	:	:	給油							
航海海里数			使用							
オイル使用時間	:	:	残量							

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第6 (第27条関係)

警備艇精密点検実施簿

署長	副署長	管理主任者	管理副主任者	係長	年	月	日	船名	種別	時間	実施者						
									駆動時間	時間							
<input type="checkbox"/> 船体 <input type="checkbox"/> 船体の損傷 <input type="checkbox"/> 清掃 <input type="checkbox"/> 防しよく要給 <input type="checkbox"/> ぎ装置の損傷 <input type="checkbox"/> ビルヂポンプ (手動) <input type="checkbox"/> ビルヂポンプ (駆動) <input type="checkbox"/> ペイント補修 <input type="checkbox"/> オールペイント			<input type="checkbox"/> 燃料装置 <input type="checkbox"/> タンク <input type="checkbox"/> タンクドレイン抜き <input type="checkbox"/> キャブレター <input type="checkbox"/> フィルター <input type="checkbox"/> エレメント <input type="checkbox"/> フエエルポンプ <input type="checkbox"/> インジェクションポンプ <input type="checkbox"/> ノズル <input type="checkbox"/> バイピング			<input type="checkbox"/> 推進装置 <input type="checkbox"/> レバー・リンク・ケーブル <input type="checkbox"/> 防しよく装置 <input type="checkbox"/> 振動 <input type="checkbox"/> プロペラ <input type="checkbox"/> フィルター <input type="checkbox"/> シャフト計測 <input type="checkbox"/> カブリング <input type="checkbox"/> グラウンドパッキン <input type="checkbox"/> スタッドフィングボックス <input type="checkbox"/> 軸心			<input type="checkbox"/> けい船具 <input type="checkbox"/> いかり・ロープ <input type="checkbox"/> 防おん物 <input type="checkbox"/> 爪さお <input type="checkbox"/> 無線電話 <input type="checkbox"/> 電話機 <input type="checkbox"/> アンテナ <input type="checkbox"/> 雑用具 <input type="checkbox"/> 鏡 <input type="checkbox"/> 掃除用具 <input type="checkbox"/> 機関小道具 <input type="checkbox"/> 冷暖房機 <input type="checkbox"/> 冷房機 <input type="checkbox"/> 暖房機 <input type="checkbox"/> ベルト <input type="checkbox"/> タンクドレイン抜き <input type="checkbox"/> バイピング・ワイヤーリング <input type="checkbox"/> 記事								
<input type="checkbox"/> 捨て装置 <input type="checkbox"/> 捨て具 <input type="checkbox"/> リンク・ワイヤー <input type="checkbox"/> チェーン・ケーブル <input type="checkbox"/> スプロケット、滑車 <input type="checkbox"/> かじ本体 <input type="checkbox"/> 防しよく要給 <input type="checkbox"/> グラウンドパッキン			<input type="checkbox"/> 進火装置 <input type="checkbox"/> カム面・ローター <input type="checkbox"/> キャップ・ガバナ <input type="checkbox"/> ポイント <input type="checkbox"/> 点火時期 <input type="checkbox"/> スパークプラグ <input type="checkbox"/> ワイヤーリング			<input type="checkbox"/> ドライブユニット <input type="checkbox"/> 本体 <input type="checkbox"/> ブーツ、ホース <input type="checkbox"/> トリムシリンダー・ロッド・フック <input type="checkbox"/> オーバーホール <input type="checkbox"/> 防しよく要給 <input type="checkbox"/> プロペラ <input type="checkbox"/> トリムモーター・メーター <input type="checkbox"/> リレー・スイッチ <input type="checkbox"/> ワイヤーリング <input type="checkbox"/> オイル			<input type="checkbox"/> 電気装置 <input type="checkbox"/> バッテリー <input type="checkbox"/> 比重 <input type="checkbox"/> ダイナモ <input type="checkbox"/> ベルト <input type="checkbox"/> セルモーター <input type="checkbox"/> ワイヤーリング <input type="checkbox"/> レギュレーター <input type="checkbox"/> ワイパー・撥水窓 <input type="checkbox"/> 警報装置			<input type="checkbox"/> 救急設備 <input type="checkbox"/> 浮きわ 大 小 自動 <input type="checkbox"/> 網杓 <input type="checkbox"/> いかだ <input type="checkbox"/> スバリ (1本 3本)					
<input type="checkbox"/> 信号装置 <input type="checkbox"/> サイレン・ホーン <input type="checkbox"/> 警報旗・国旗 <input type="checkbox"/> 自己点灯 年 月 <input type="checkbox"/> 脱声機 <input type="checkbox"/> コンセント・スイッチ <input type="checkbox"/> 配線・端子			<input type="checkbox"/> 潤滑油 <input type="checkbox"/> エンジンオイル <input type="checkbox"/> クラッチオイル <input type="checkbox"/> フィルター <input type="checkbox"/> クーラー (エンジン・クラッチ) <input type="checkbox"/> バルブロッカー アーム状況			<input type="checkbox"/> 消火器具 <input type="checkbox"/> あわ式 本 年 月 <input type="checkbox"/> 粉まっ 本 年 月 <input type="checkbox"/> 脱酸 本 年 月 <input type="checkbox"/> おけ又はバケツ			<input type="checkbox"/> 潤滑本体 <input type="checkbox"/> 防しよく要給 (マニホール下) <input type="checkbox"/> 防しよく要給 (クラッチ) <input type="checkbox"/> 駆動具 <input type="checkbox"/> 具状音、排気の色			<input type="checkbox"/> 冷却装置 <input type="checkbox"/> キングストンバルブ <input type="checkbox"/> チェックバルブ <input type="checkbox"/> 海水こし器 <input type="checkbox"/> ベルト <input type="checkbox"/> 海水ポンプ <input type="checkbox"/> ベルト <input type="checkbox"/> 海水ポンプ <input type="checkbox"/> ベルト <input type="checkbox"/> 清水クーラー <input type="checkbox"/> インタークーラー <input type="checkbox"/> 防しよく要給 <input type="checkbox"/> バイピング			<input type="checkbox"/> 計器 <input type="checkbox"/> 電圧計 <input type="checkbox"/> 気圧計 <input type="checkbox"/> 気温計 <input type="checkbox"/> 時計 <input type="checkbox"/> アラメーター		
凡 例																	
RPM		油 圧		水温		排温		突電		パキューム							
1/4		エン クラ ッチ								異常なし							
1/2										調整 A							
3/4										修理 R							
4/4										検修 T							
11/10										交換 X							
アイドル										清掃 C							
										給油 L							

注1 エンジン2基の場合は、2枚使用すること。  
 注2 記事欄は、その他の整備事項及び整備の参考事項を記入すること。  
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。









別記様式第10（第30条関係）

報告（ ）第 号  
年 月 日

総務部長殿（総・技・車）

東京湾岸警察署長

警備艇亡失（損傷）報告書

発生年月日	午前 午後				ころ	天候
発生場所						
船名	総トン数	トン	配置年月日			
操船者の職・氏名・年齢	( 歳 )		免許種別			
損傷の部位・程度						
発生状況						
措置及び結果						
参考事項						

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。